

油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター業務委託仕様書

1 業務名

油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター業務委託

2 業務の目的

本業務では、日南市油津文化遺産振興戸村基金等を活用し、油津地区の歴史文化遺産等を活用したまちづくりを行うため、市が策定した「油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画（以下、「基本計画」という。）」に基づき、歴史文化の伝承や地域の賑わい創出を図るために行う事業（以下、「まちづくり事業」という。）を円滑に進めるため、まちづくり事業全体のコーディネートを行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日まで（単年度契約、毎年更新）

※令和7年度以降について、本件予算が成立しない場合はこの限りではない。

4 活動地域

日南市油津地区

5 業務内容

(1) まちづくり事業全体の進行管理等に関すること

まちづくり事業全般の進捗や、まちづくり事業が基本計画に沿った内容となっているか、各事業が相乗効果を発揮する内容となっているか提案・提言を行う。

(2) 次の施策の企画提案に関すること

- ① 水辺（堀川運河）周辺の周遊促進のためのルートの設定
- ② 水辺（堀川運河）周辺における滞在時間延長促進のための水辺を活用した体験メニュー創出
- ③ 河野宗泰家や油津地区内の文化財・古民家の利活用方法の企画
- ④ 花峯橋の利活用方法の企画
- ⑤ 日南市油津別館のガイダンスセンター（資料館）としての活用方法の企画
- ⑥ その他、まちづくり事業の達成に効果的な施策の企画提案

(3) 日南市油津別館（ガイダンスセンター（資料館））に関すること

日南市油津別館の改修（ガイダンスセンター（資料館）の整備）に係る設計業務受託者との連携並びに管理運営者の選定及び管理運営方法への提案・提言を行う。

(4) 地域住民や関係団体、行政との意見交換・調整に関すること

まちづくり事業が円滑に進むよう、地域住民や関係団体、行政との意見交換・調整を行う。

また、市が設置する油津歴史文化活用事業推進会議等が開催する会議へ参加し委員との意見交換を行う。

(5) その他目的を達成するために必要な資料の作成や提案・提言に関すること

6 成果品

- (1) 本業務委託に伴い、成果を示した報告書（任意様式）を、用紙媒体で3部（正本1部、副本2部）及び電子データ（DVD-R 2枚）にて毎年提出すること
- (2) 市が特に提出を求める資料等

7 その他

- (1) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、市担当職員との打合せ協議は、必要に応じてその都度行う。
- (2) 業務における成果品を含むすべての製作物については、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、公表できるものとする。
- (3) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (4) この仕様書に定めない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議し定める。